



第3章 生涯学習推進の基本構想

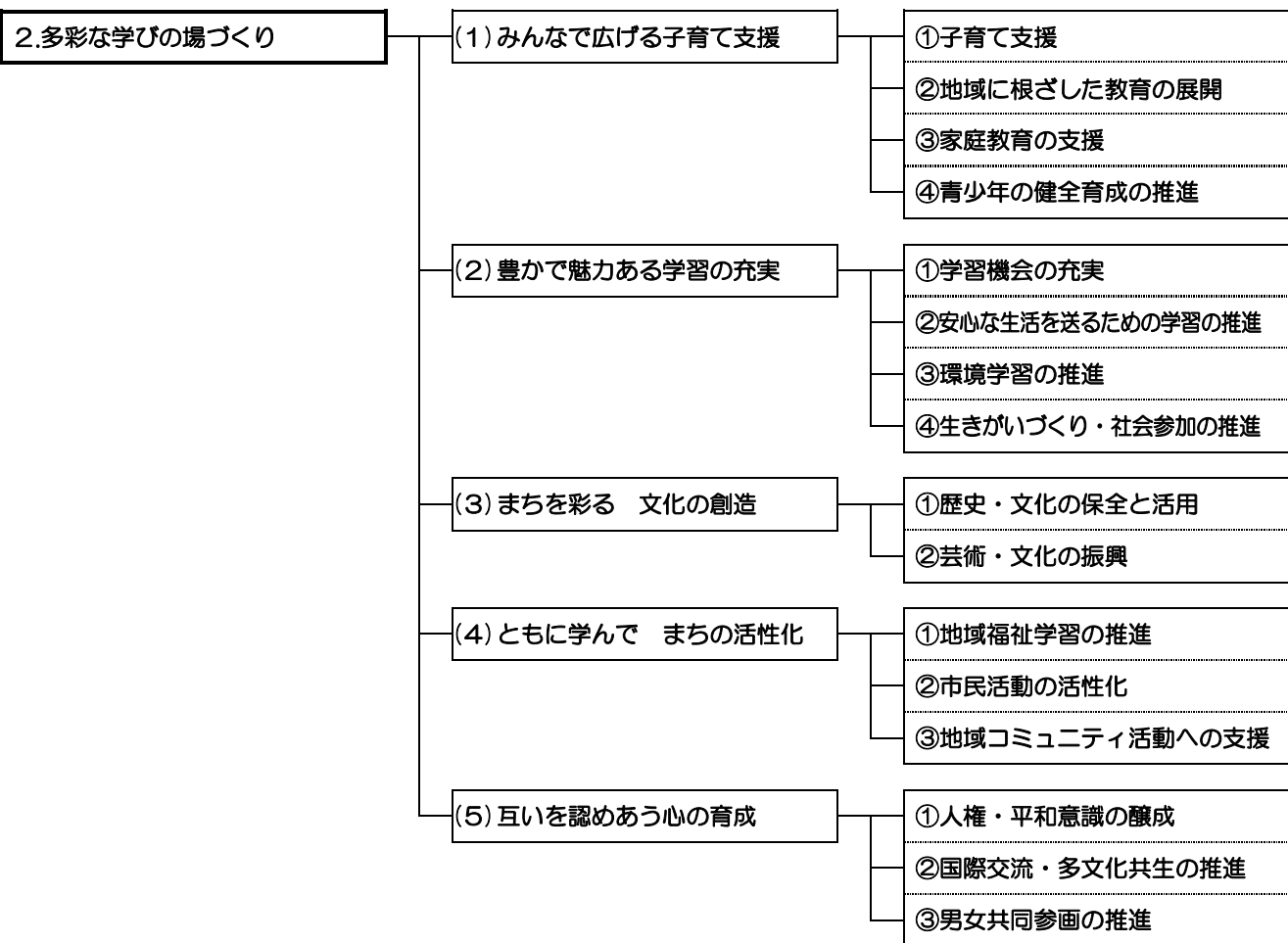
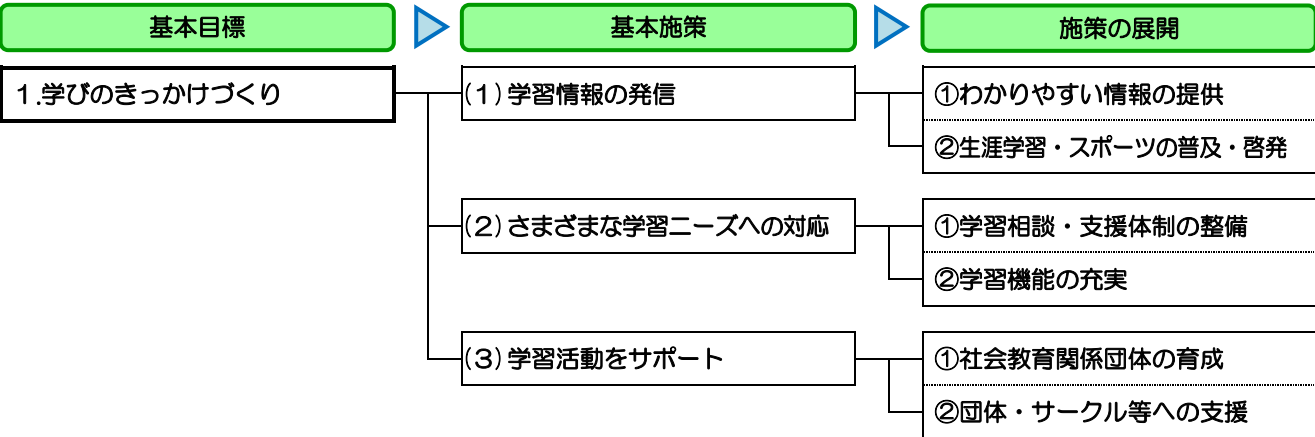
1. 体系図
2. 基本理念
3. 基本方針
4. 基本目標

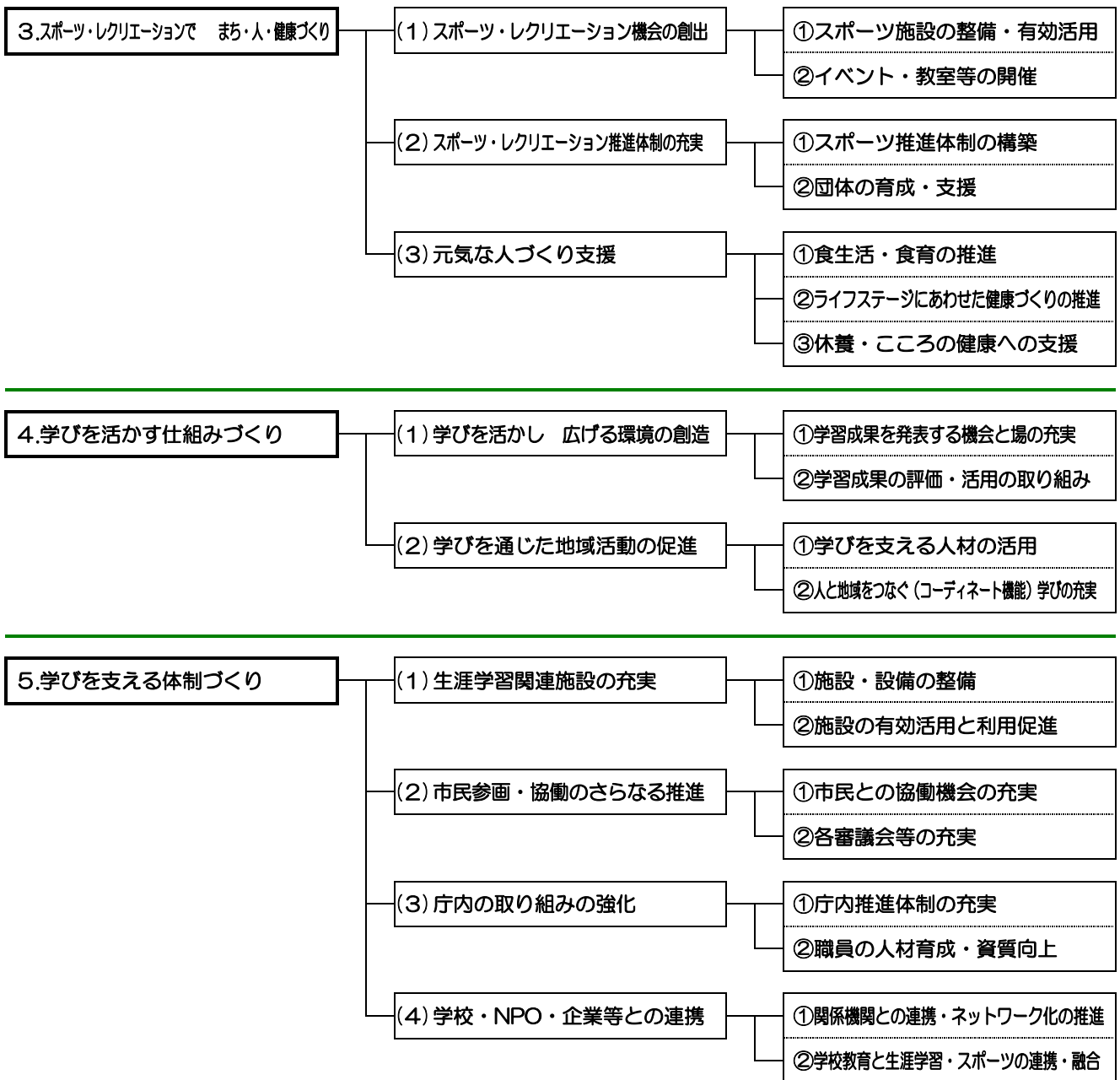


1. 体系図

基本理念 “いつでも どこでも 自由に” 学び みんなでつくる まち 蔵

基本方針 交流の輪を広げる生涯を通じた学びの支援





※ “スポーツ” 及び “生涯スポーツ” の概念については、P.60 脚注を参照のこと。

本計画では、これらを使い分けており、例えば市の施策としてはスポーツ全般を対象としているので、前者とし、市民意識調査では調査内容を生涯学習・生涯スポーツとしているので、後者とした。



2. 基本理念



基本理念って、難しそうだけど・・・？

教育基本法第3条には「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。このような社会は「生涯学習社会」と呼ばれています。

蕨市では、これまでも「生涯学習社会」の構築をめざし、「生涯学習推進計画」により施策を展開してきました。そこで本計画においては、過去の計画を引き継ぎ、また平成26年に策定された「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンのまちづくりの理念に沿う形で、生涯学習推進の「基本理念」を次のように定めます。

“いつでも どこでも 自由に” 学び
みんなでつくる まち 蕨

3. 基本方針



基本方針、つまり進むべき方向！

一人ひとりの主体的かつ自発的な学習・スポーツ活動が、さまざまな人との新たな絆をつくりだし、交流の輪を広げ、人づくりや地域づくり、まちづくりに生かされることで「生涯学習社会」は構築されます。

蕨市では、基本理念に謳われる生涯学習社会の構築をめざし、生涯学習推進の「基本方針」を次のように定めます。

交流の輪を広げる
生涯を通じた学びの支援



4. 基本目標



方向は決まった！ 次は具体的な目標！

生涯学習社会の構築をめざした「学びの支援」は、学びへの導入、学びの実践、学びの成果の社会還元といった学習活動の各段階と、それらを支える体制の整備段階のそれぞれで必要となります。

そこで、これらの学びの支援が具体的にめざす、生涯学習推進の「基本目標」を以下の5つに定めます。

基本目標 1 学びのきっかけづくり

市民の生涯学習・スポーツ活動への積極的な参加を促すために、その導入部の支援として情報提供や諸団体の育成等をはじめとする「学びのきっかけづくり」を推進します。

基本目標 2 多彩な学びの場づくり

近年の生涯学習を取り巻く環境の変化に対応し、市民の学びへのニーズや地域の課題、現代的な課題に 대응するために、あらゆる世代を対象とし、あらゆる機会を活用した「多彩な学びの場づくり」を推進します。

基本目標 3 スポーツ・レクリエーションで まち・人・健康づくり

子どもから高齢者まで、それぞれのニーズにあったスポーツ・レクリエーション活動の機会を設け、心身の健康に寄与することをめざします。また、団体や指導者の支援や育成等を行い、あわせてスポーツ施設の計画的な整備を行います。

基本目標 4 学びを活かす仕組みづくり

学びの成果の評価方法、発表の機会や場の確保、学びを支える人材と地域とのつながりなど、学びの循環を構築するための仕組みづくりを推進します。

基本目標 5 学びを支える体制づくり

市民の生涯学習・スポーツを効果的に推進し、生涯学習社会を構築していくために、生涯学習関連施設の計画的な整備や、市民と行政、関係機関が連携し、その活動を支援していきます。



第3章 生涯学習推進の基本構想